

令和3年度

高鍋町教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価等報告書
(令和3年4月～令和4年3月)

令和4年9月

高 鍋 町 教 育 委 員 会

【自己点検・評価の考え方】

平成20年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととなった。

そこで高鍋町教育委員会では政策効果を把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは、政策立案を的確に行うとともに、住民に対する説明責任を果たす上で重要であることから、法の趣旨にのっとり具体的な内容の点検・評価を行うこととした。

【点検・評価の項目について】

評価シートを次の3つの大項目に分類した。

- 1 教育委員会の活動（点検・評価シートNo.1）
教育委員会の運営状況等を評価する項目とした。
- 2 教育委員会が管理執行する事務（点検・評価シートNo.2）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定している教育委員会の権限に属する事務のうち高鍋町教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則で教育長に委任されていない事務を評価する項目とした。
- 3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務（点検・評価シートNo.3-1, No.3-2）
高鍋町教育基本方針に基づき、教育長が委任を受けた事務の中から、高鍋町事務事業評価の対象となる事務事業を点検・評価項目とした。法令等の定めにより当然実施しなければならない事務事業は点検・評価項目から除いている。

【点検・評価の基準について】

点検・評価については実現度を次のAからDの4段階とした。

- | | |
|--------------|--------------|
| A・・・達成している | (90%以上) |
| B・・・ほぼ達成している | (70%以上90%未満) |
| C・・・概ね達成している | (50%以上70%未満) |
| D・・・達成していない | (50%未満) |

項目によっては年度で該当がないことがあるが、その場合は項目の説明に「該当する事例はなかった」と記し、評価しないこととした。

点検・評価の実現度について項目ごとに第三者の意見も含め、できるだけわかりやすくその理由を記述することとした。

【自己評価結果に対する学識経験者の意見について】

学識経験を有する第三者から、自己評価結果を基に教育施策や自己評価のあり方等について、総合的な意見を求めることとした。その際、各学校からの学力テストの結果及び分析資料を添付することとした。

【議会への報告について】

議会への報告については、毎年9月決算議会に前年度の教育施策の展開状況についての点検・評価の結果を報告することとする。

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.1

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 点検・評価 | |
|------------------------|-----------------------|-----------------|---|---|
| 1 教育委員会の活動 | (1)教育委員会の会議の運営に関すること | ①教育委員会会議の開催回数 | A | 定例会は会議規則に則り、毎月1回開催した。 7月に「令和4年度使用中学校用教科用図書採択に関する臨時会」、3月に「教職員の人事異動の内申に関する臨時会」を開催した。 |
| | | ②教育委員会会議の運営上の工夫 | A | 教育委員会の会議資料は遅くとも3日前までに各委員に配付し、十分に内容を把握した上で会議に臨めるよう配慮し、会議の効率化を図った。議案審議だけでなく、会議の中で、教育に関する様々な課題や現状についての説明や意見交換などを行い、情報共有を心がけた。 |
| | (2)教育委員会の会議の公開等に関すること | ①会議等の公開、広報、公聴活動 | B | 定例会開催について告示を行っているが、会議の傍聴者はなかった。議事録については、できる限り詳細に調製し、翌月の定例会で承認を受けた後、速やかに町ホームページに掲載している。 |
| | (3)教育委員会と事務局との連携 | ①教育委員会と事務局との連携 | A | 教育委員会と事務局の関係は良好で会議における議事進行もスムーズに行われている。会議以外の場においてもしっかり連携はとれている。 |
| | (4)教育委員会と首長との連携 | ①教育委員会と首長との連携 | A | 首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために高鍋町総合教育会議を令和4年3月に開催し、「明倫堂の教えを生かした学校教育」、「適応指導教室運営事業の見直し」、「新たな連携によるつながりの場づくり事業」について意見交換を行った。特に不登校児童生徒の支援について、町長部局と今まで以上に連携を強化する必要があることを確認することができた。 その他、重要案件については、常に町長部局との報告・連絡・相談に努めている。特に新型コロナウイルス感染症については、児童・生徒の感染状況等に関する情報共有体制が構築されており、迅速な対応が可能となっている。 |
| | (5)教育委員の自己研鑽 | ①研修会への参加状況 | | 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響のため、ほとんどの研修会が中止となってしまった。 |
| (6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備 | ①学校訪問 | A | 県教育委員会支援チームと連携した「重点支援訪問」と教育事務所に派遣要請をかける「計画訪問」、「町教委が単独で行う支援訪問」の3種類の支援訪問を実施した。 重点支援訪問では、高鍋西小学校を指定し、県教育委員会からの4名の指導主事、町独自の取組として町指導力向上アドバイザーを活用し、職員全員の年3回の授業参観及びフィードバックを行った。さらに、重点支援訪問の間にも「つなぎの授業」を実施し、町教委指導主事も入りながら校内で独自に授業参観やフィードバックを行い、授業力改善に努めた。西小学校は次年度、研究の成果を町内の教員に公開し、授業の在り方等について理解を深める予定である。 計画訪問では高鍋西中学校を、町教委単独の視察訪問では高鍋東小学校及び高鍋東中学校を訪問し、各校の教育的課題について授業参観や協議を行うとともに、諸課題に対する助言等を行った。 | |
| | ②所管施設の訪問 | A | 社会教育施設の現状確認とさらなる有効活用を図ることを目的とし、11月2日に、高鍋町美術館企画展「島崙清史 風景の抽象画 抽象画の風景」展の視察調査を実施した。 | |

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 点検・評価 | |
|------------------------------|--|---|--|--|
| 2 教育委員会が管理執行する事務 | (1) 教育行政の運営に関する基本方針を定めること | ① 次代を担う気概のある子どもを育てるまちづくりの推進 | A | 郷土に誇りと愛着をもった心豊かな人財を育成するために、学校教育においては、藩校明倫堂の精神や石井十次先生の人間愛など本町特有の精神文化に基づき、豊かな感性や人間性を備え、学力・体力・たくましく生きる力を身に付けさせること務めたほか、コミュニティ・スクール活動を通じて、家庭・学校・地域が協働して子どもを育てるまちづくりを推進した。 |
| | | ② 生きがいをもって学び、やる気を生かせるまちづくりの推進 | A | 図書館や総合体育館の大規模改修を行うなどして学びの場や、スポーツに親しむことができる活動の場の確保に努めた。 また、コロナ禍の中であったが、感染防止対策をしっかりと行った上で、できる限り公民館教室や体育館利用を継続したほか、地域婦人連絡協議会への活動支援や高齢者向けの高鍋学園や幼保小中保護者を対象とした家庭教育学級を定期的に開催することに努め、町民の学習等のニーズに応え、「やる気」の低下に歯止めをかけることができた。 |
| | | ③ 歴史と伝統・文化を生かしたまちづくりの推進 | A | 秋月種茂公時代の藩法令のうち現代にも通じるものを抜き出して意識し、本町の社会人教育の理念として掲げる「八潮の誓い」をカレンダーとして全戸に配布する事業や、持田古墳群が日本遺産に追加認定されたことに伴う周知活動事業、35年前に発刊された本町に伝わる昔話をまとめた冊子である「たかなべ伝・伝」の現代風アレンジ復元事業に取り組むなど各種文化財や民俗資料、伝統芸能や歴史総合資料館等施設の保護・継承、これらの地域資源の積極的活用を図り、町民が誇ることができる魅力あるまちづくりを推進した。 また、宮崎産業経営大学で開催された鷹山公シンポジウムで発表を行う高鍋高等学校などの県内高校生たちの事前学習のために歴史総合資料館などを活用してもらった。 |
| | (2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること | A | 社会教育課関係では、芸術文化の振興を図るため芸術文化全国大会等出場奨励金交付要綱の制定やコロナ禍においても文化協会加盟団体・個人へ文化活動の支援を推進するための要綱の一部改正を行ったほか、体育施設関係の使用申請様式改正のための規則の一部改正を行った。 教育総務課関係では、東西小学校へスクールサポートスタッフを配置するために必要となる要綱の制定、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を倍増させるための要綱の一部改正、令和2年度税制改正等を受けての特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正、教職員住宅1棟を用途廃止するための規則の一部改正などを行った。 | |
| | (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること | A | 町議会に上程する予算原案、条例案については、説明資料を用意した上で事前に定例委員会に諮り、審議・決定を行った。 | |
| | (4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、または廃止すること | | 該当する事例はなかった。 | |
| | (5) 県費負担に係る校長の任免その他の人事の内申に関すること | | 該当する事例はなかった。 | |
| | (6) 県費負担に係る教職員の人事の内申に関すること | A | 令和4年3月末の人事異動に係る校長を除く教職員の異動の内申について、県教育委員会、町教育委員会及び校長の三者で協議を行った。 | |
| | (7) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること | A | 各種委員会委員の選任については、教育長提案のとおり承認された。 | |
| | (8) 教科用図書の採択の決定に関すること | A | 令和3年度は、本来、教科用図書採択の年ではなかったが、中学校社会(歴史的分野)において、「自由社」の教科用図書が検定に合格したため、改めて中学校社会(歴史的分野)のみ、児湯採択地区協議会における協議結果に基づいて、第2回教育委員会臨時会(7月28日)において採択に関する承認手続きを行った。 | |
| | (9) 通学区域を設定し、又は変更すること | | 該当する事例はなかった。 | |
| (10) 文化財を指定し、又は指定を解除すること | A | 町指定文化財(史跡)として太平洋戦争空襲 蚊口踏切西側機銃弾跡を令和4年3月25日に指定した。 | | |
| (11) 請願、陳情、訴訟及び異議の申し立てに関すること | | 該当する事例はなかった。 | | |

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-1

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 点検・評価 | |
|----------------------------|--------------------------------------|-------------------|-------|---|
| 3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務 | (1)郷土高鍋を愛し、自分に対する自信や誇りをもつ子どもをばぐむ学校教育 | ①外国語指導助手派遣事業(ALT) | A | <p>今年度は、2名のALTを途中で交代させず、東区・西区それぞれで1年間通しの配置を行い、児童生徒に触れる時間の確保に努めた。その結果、授業中だけでなく、休み時間や給食時間、清掃時間などの学校生活全般を通して、児童生徒や職員との英語によるコミュニケーション活動の場が増え、児童生徒の英語力向上を図ることができた。</p> <p>1名のALTが7月で2年間の勤務を終了したため、8月から後任が来日する予定であったが、コロナ禍で来日が大幅に遅れて12月途中の来日となり、2学期については、もう一人のALTが東区・西区とも担当することとなり、1校における派遣回数減少した。3学期については、後任のALTを西区に配置できたため、これまでどおりALTの効果的な活用を図ることができた。</p> <p>毎年9月に行われる「東児湯地区中学校英語暗唱・弁論大会」に向けて、夏季休業期間中にALTが参加生徒の練習を手伝った。その結果、「暗唱の部」で町内の生徒2名が最優秀賞に選ばれ、県大会への出場を果たすことができた。</p> |
| | | ②教育研究所事業 | A | <p>今年度は、研究主題を「教育研究所を核として、高鍋町全体が一体となった授業力向上の取組」、副題を「研究員一人一人のスキルアップを目指した高鍋町授業づくり・SU研修を通して」として設定し、昨年度に引き続き、研究員が中心となって町全体の授業力改善に努めた。その具体的な取組として、年4回の「高鍋町授業づくり研修会」及び「高鍋町SU(スキルアップ)研修会」を開催した。前者は、研究員全員が各学校ごとに授業動画等を視聴しながら研究発表(一人20分)を行った。その際に、研究員以外の職員にも広く案内し、毎回複数名の参加があり、発表後は質疑応答等の協議をした。研修会はビデオ撮影を行い、その様子をDVDに入れ後日各学校に配付し、参加できなかった職員に活用してもらった。</p> <p>後者の研修会では、専門性が高い町内の職員や指導主事等に講師を依頼して講義や演習を行い、いずれも有意義な研修となった。</p> <p>年度末には、これらの取組を、宮崎県教育研究機関連絡協議会の「研究発表大会」や「高鍋町教科・領域別部会」で発表(コロナ禍のため、オンラインでの発表)し、県内の他の研究機関や町全体への浸透をさらに図ることができた。</p> |
| | | ③米沢市・高鍋町少女交流事業 | | <p>令和3年度は、米沢市に訪問し夏季交流を行う予定であったが、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になった。米沢市教育委員会と協議を行い、令和4年度まで交流事業の中止を決定した。今後、交流事業の実施方法・内容などについて米沢市教育委員会と検討を行う必要がある。</p> |
| | | ④小・中学校音楽祭 | | <p>実施に向け各学校の担当教諭らと協議を重ねたが、全国的に新型コロナウイルス感染症が急速に拡大していたこともあり、音楽祭に参加する児童生徒及び教職員等の健康と安全を考慮して開催は見合わせた。</p> |
| | | ⑤適応指導教室事業 | A | <p>学習不適応による悩みや対人関係、家庭の問題等の様々な理由で、不登校または不登校傾向にある児童生徒を対象に、指導員3名が、社会的自立に資することを目的に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充並びに基本的な生活習慣の改善等の相談、指導を行った。</p> <p>昨年度は、小・中学生約20名が当教室に通級した。人数が非常に増えてきている状況もあるが、スクールソーシャルワーカーや高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」等の関係機関も積極的に訪問し、対象児童生徒への支援に当たった。</p> <p>午前中、当教室で学習後、午後から学校に登校したり、当教室で自信をつけ、学校に復帰したりするなどの成果も多く見られた。指導員との信頼関係が、児童生徒の前向きな姿につながったと考えられる。</p> |
| | | ⑥小中学校教育環境改善事業 | A | <p>令和3年度は、学校施設環境改善交付金事業を活用し、2年度に実施設計を行った西中学校のトイレ改修工事に着手したほか、プール塗装の劣化が著しい東中学校プール塗装改修工事、一部の教室への雨漏りが発生していた西小学校第2棟の屋上防水工事を実施した。</p> <p>また、老朽化が進行している各学校の空調設備については、子どもたちの快適な教育環境を確保するため、早急な対応をとる必要があるため、防衛省の教育施設等騒音防止対策事業を活用し、令和4年度より東小学校から順に空調設備改修に向けた設計及び改修が行えるよう九州防衛局と協議を行い、補助事業としての採択を得るために必要な資料の整備に努めた。</p> |
| | | ⑦学力向上を図る教育の充実 | A | <p>これまで全国学力・学習状況調査等の学力検査については、過年度比較、学校間比較、経年比較等の分析はできなかったが、令和3年度から町独自で小学校1年生から中学2年生までを対象とした学力テストを統一して実施することとなったため、児童生徒の学力をより具体的に把握することができるようになった。</p> <p>また、各学校の学力向上につなげることを目的として、町独自の学力テスト結果を基にした個別の学習プリントを学校で活用できるように、管理職(校長・教頭)、主幹教諭を対象に説明会を行った。</p> <p>町内のすべての教員を対象とした「教科・領域別部会」については、令和3年度も年10回、全ての小・中学校の教員が教科ごとに集まり、授業改善に関する研修及び協議を行うことができた。3年目となり、これまでの成果を生かしたり、学校に導入されたタブレット端末の活用について共有したりして、授業改善につなげることができた。</p> |

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 点検・評価 |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|---|
| <p>3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務</p> | <p>(2) 学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進</p> | <p>①成人教育・青少年育成事業</p> | <p>A</p> <p>○【成人教育】:地域婦人連絡協議会(活動補助)などの活動支援を行った。また、高齢者向けの講座として「高鍋学園」を開催し、「地域政策」「福祉介護」「環境」等をテーマとした講話など、年間7回開催した(延べ参加者257人)。 さらに、保育園・幼稚園・小中学校の保護者向けの講座として「家庭教育学級」を開催し、「しつけとルール」「救急法」等をテーマとした講座などを開催し、延べ549人が受講した。 ○【青少年育成事業】:子ども会、青年団、ガールスカウトなど青少年育成団体の活動支援を行った。夏休みの子ども体験教室(夏クラブ)は、定員を減らすなど手法を変更して実施ができた(参加者40名)。その他、リーダー研修(国立阿蘇青少年交流の家)、子どもレクリエーション大会、子どもふれあい創作活動は開催に向けて準備を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い全て中止となった。 ○社会人教育の理念として掲げる「八朔の誓い」のカレンダーを作成し、全戸配布することで周知に努めた。 ○昭和60年代に高鍋町教育委員会が発刊した、高鍋町各地に残る民話等を集めた冊子から幾つかの話をピックアップして現代版にリメイクした「たかなべ伝・伝Returns」を作成し年間10回発行。同チラシを定期的に全戸配布することでシビックプライドの醸成を図った。</p> |
| | | <p>②コミュニティ助成事業</p> | <p>A</p> <p>コミュニティ助成事業とは、宝くじ社会貢献広報事業として行われるものであるが、令和3年度は「一般コミュニティ助成事業」について実施し、各活動時における地域住民の学習意欲の向上、健康増進を図ることができた。実施地区は宮越自治公民館、荻江自治公民館の2地区で、椅子、台車、会議用机、ホワイトボード、音響機器、物置、テント、発電機、LED照明等の備品を整備することができた。</p> |
| | | <p>③県・町指定文化財の保護・活用</p> | <p>A</p> <p>○黒水家住宅については、管理人4名と連携して要修繕箇所の確認、消耗品(障子等)の購入を行った。当文化財は町内小学校が毎年社会見学に訪れ、昔の家の仕組みや人々の生活、高鍋藩の歴史を学ぶことに活用されている。 ○「秋月墓地」に関しては、令和元年度から業者依頼により除草作業を実施しているほか、関係者や姉妹都市からの墓参り時などに随時、清掃を実施。高鍋グリーン活動の一環として町職員による清掃活動も実施した。 ○県指定無形文化財である「高鍋神楽」および高鍋町指定無形文化財である「鳴野棒踊」について、奉納や公演への参加支援、また後継者育成の支援を行うことによりその保存に努めた。特に「高鍋神楽」については、国指定に向けた令和元年度から記録作成調査委員会を東尾湯五町で組織し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、可能な範囲で現地調査や調査委員会を実施した。</p> |
| | | <p>④高鍋湿原の保護・活用</p> | <p>A</p> <p>平成24年度から施設環境整備員2名を通年雇用し、維持管理を行い、良好な保全に務めている。令和3年度の来場者数は、4,657人(記帳者の数/実数はこの約1.5倍)であった。</p> |
| | | <p>⑤各種スポーツ大会</p> | <p>B</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により各種スポーツ大会が開催できない中、県内の動向を鑑み、感染症対策を行いながら、自治公民館対抗のソフトバレーボール大会を行い、町民の健康と体力の維持増進を図り、明るいまちづくりに効果をあげることができた。4月に毎年行っている各地区公民館体育部長研修において各種大会への参加を呼びかけながら、全般的な自治公民館活動の強化を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大により開催することができなかった。</p> |
| | | <p>⑥体育施設の整備・充実</p> | <p>A</p> <p>○体育施設は建設後20年を超えるものが殆どであり、計画的に修繕、工事をしながら維持管理に努めている。今後も計画的に維持修繕工事を進める必要がある。 ○総合体育館は、老朽化した建物及び設備の性能向上を図るため、大規模改修工事を行った。また弓道場、テニスコートは新型コロナウイルス感染症対策としてトイレの自動センサー化を行った。 ○小丸河畔運動公園多目的広場に設置されているトイレは、利用者にとって不便なものであり、また、多目的トイレやスロープも設置されておらず、高齢者や身体障がい者にとっても利用しづらいものであることから、トイレの建て替えを行った。</p> |

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 点検・評価 | |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|----------|--|
| <p>3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務</p> | <p>(2) 学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進</p> | <p>⑦公民館事業</p> | <p>A</p> | <p>○手指消毒、タブレット型体温検知器の設置、講座受講者の名簿管理、利用人数に応じた部屋の割り振り等新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行い、各種公民館教室(36教室)を開講した。 ○その他、「歴史講座」「園芸教室」「簿記の基礎講座」「子ども生花教室(3教室)」「夏休み子ども教室(2教室/書道・読書感想画)を企画実施した。 ○児童から高齢者まで年間延7,673人の受講があり、コロナ禍の中、生涯学習の機会を確保に努めた。</p> |
| | | <p>⑧埋蔵文化財教育普及事業</p> | <p>A</p> | <p>○町内の小中学校における総合的な学習の時間や出前授業の依頼に対応し、高鍋町の古墳や埋蔵文化財について教育普及を図ることができた。 ○平成元年に高鍋町総合体育館建設に伴い発掘調査を行った大戸ノロ第2遺跡の出土品や記録類を再整理し、資料の公開と活用を行う事業を令和2年度から継続して実施した。その成果を企画展及び講座の形で公開した。企画展は、「企画展等の周知」及び「より多くの町民の方々に埋蔵文化財に触れてもらう機会」を設けるため、高鍋町歴史総合資料館のほか、高鍋町役場、高鍋町美術館、町立高鍋図書館、総合体育館で小展示を同時開催し、広く多方面の方々に周知を行った。 ○宮崎県、西都市、宮崎市、新富町で日本遺産認定を受けていた「古代人のモニュメントー台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観一」に、高鍋町の持田古墳群等が追加で認定を受け、その周知を図る事業として、懸垂幕やのぼり旗、高鍋駅のアートパネルの設置などを実施した。また、前述の県・二市一町と合同で古墳文化に関する展示をイオンモール宮崎において実施し、宮崎の古墳について広く周知を図ることができた。</p> |
| | | <p>⑨図書館運営業務</p> | <p>A</p> | <p>○現在の建物は昭和53年に完成しており老朽化が進んでいたため、外壁、屋上防水、空調・換気設備、照明設備、トイレ、玄関、外構の改修工事を行った。これらにより、より安全な運営が図られるようになった。 ○利用者が安心・安全に利用できるよう、手指消毒・マスク着用の徹底、常時換気、タブレット型非接触式検知器・図書消毒機・飛沫防止パーテーション設置、閲覧者席の制限、来館者受付名簿の管理、サービスの一部利用制限など、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行いながら運営した。イベント等については内容を検討し、十分な感染対策を行った上でニーズに応えられるように実施した。 ○令和元年度から雑誌スポンサー制度を開始し、スポンサー13社から22種類(既存は13種類)の雑誌を配架することができた。</p> |
| | | <p>⑩図書館教育普及事業</p> | <p>A</p> | <p>○東西小中学校の児童、生徒の作品の中から推薦された読書感想画102点の作品展を、美術館において開催した(令和4年1月29日～2月13日)。また、読書感想文55点を編集した読書感想文優秀作品集「白梅」第50号を発行し、児童生徒の読書指導及び読書意欲の向上を図ることができた。 ○古文書のある図書館という特性を生かし、3回シリーズの「超入門編」、7回シリーズの「初級編」として古文書講座を実施し、一般の方の古文書への理解と教育の普及を図ることができた。</p> |
| | | <p>⑪古文書修復・解読事業</p> | <p>A</p> | <p>○古文書は高鍋町の歴史を考証する上で大変貴重な資料である。古文書19,251冊のうち現在7,409冊の修復を終えているが、平成27年度以降は今後の古文書保存の方向性を検討するために、1冊丸ごとの修復は実施しておらず、電子化(データ化)事業を行うための簡易な修復を行っている。 ○平成23年度から古文書の保存のため電子化(データ化)事業に取り組んでおり、令和3年度は1,145冊の電子化を行い、電子化作業の総数は12,304冊となった。 ○平成30年度から明倫堂書庫と毅堂書庫において、防虫・防カビ対策業務委託を開始し、古文書の劣化を抑えるよう努めている。</p> |

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 点検・評価 | |
|----------------------------|-------------------------------|----------------|-------|--|
| 3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務 | (2)学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進 | ⑫歴史総合資料館教育普及事業 | A | <p>○高鍋町内外からの来館者へ歴史、民俗を紹介し、情報を広く発信することができた。</p> <p>○企画展「ひな人形展」(2/26～3/21)を萬歳亭はなれ、黒水家住宅に加え、新たにめいりんの湯でも開催した。展示方法、展示資料を見直し、これまで未展示であった資料を展示することができた。</p> <p>○町埋蔵文化財係による企画展「遺跡を復元する」(3/5～3/27:133人)が当館を会場に開催され、好評を博した。</p> <p>○約200点の資料をデータ化する宮崎大学の事業に協力することに伴い、資料の再点検や調査を行った結果、資料の充実を図ることにつながった。</p> |
| | | ⑬美術館教育普及事業 | A | <p>○【実技講座】:実習室を使った実技講座、3講座(陶芸教室、水彩画教室、彫刻教室/各年間12回。)を実施し、合計20名が受講した。</p> <p>○【ワークショップ等】:募集型ワークショップ「木のスプーンづくり」を開催、「光の箱づくり」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p> <p>○【その他】:教育総務課の事業である「教科・領域別部会」の美術技術部会研究会において、学芸員が講師となり研修を行った。年2回予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催は年1回となった。小中学校への教育普及の一助とすることができた。</p> |
| | | ⑭美術館展示事業 | A | <p>○常設展は「アートから見る高鍋ヒストリー」(前期/3,067人)、「幽趣佳境 抽象画の世界」(後期/994人)。</p> <p>○特別展「町制施行120周年記念 書家・金澤翔子展」(2,952人)。</p> <p>○その他、「国文祭芸文祭みやざき2020 宮崎アーティストファイル ギフト展」(940人)、「島寄清史 風景の抽象画 抽象画の風景」(769人)、「高鍋町美術展覧会」(288人)、「西都・児湯の子どもたちによる絵画展」(910人)、「高鍋高校美術・書道部展」(445人)、「高鍋町美術館実技講座生徒作品展」(231人)の6つの企画展覧会を開催することで、町民に芸術作品に触れる機会、作品発表の場を提供し、本町の文化振興を図った。</p> |

自己評価に対する学識経験者の意見

令和3年度の高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況について、高鍋町教育委員会から提出された関係文書及び報告書等を審査・検討した結果、下記のように概要をとりまとめました。

記

1. 令和3年度高鍋町教育基本方針の全体構想（概要版）において、目標とする高鍋町の将来像「歴史と文教の城下町 たかなべ ～ 対話でつながる豊かで美しいまちづくり～」から導き出された4つの基本目標のうち教育分野に該当する部分を「心豊かな人が育つまちづくり」と掲げて教育理念と位置づけられています。この教育理念に基づき3つの教育基本目標と高鍋町人権教育基本方針を設定して事業推進と教育分野の振興・発展の拠り所となっており、学校教育、社会教育それぞれの重点施策が明確に打ち出されています。

令和2年度に引き続き、年間を通じて「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大は、全県的にも本町においても大きな影響を与えました。常に町長部局と教育委員会との連携により厳しい状況の中でも最大限の努力をされたことが教育委員会の議案件名簿からも伺い知ることができました。

教育委員会定例会は、規則に則り定期的に行われています。教育委員の活発な意見交換や質の高い協議によって共通理解が図られており、熱心に課題や問題解決に向けて取り組まれている状況が公表されているので、町民にとっては進捗状況や成果等を確認することができます。

2. 「教育委員会の自己点検・評価シート」に関して、
 - 1) 「教育委員会の活動」では、ほぼ全ての項目で「達成している」自己評価Aであり、良好と判断します。色々工夫を講じても教育委員会の会議の傍聴者がなかったことは残念ですが、結果のホームページ掲載で公表されていますのでB評価になったものと理解します。
 - 2) 「教育委員会が管理執行する事務」については、該当する事例がなかった項目以外で点検・評価の記述を確認して、全ての項目で「達成している」自己評価Aであり、良好と判断します。
 - 3) 「教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務」については、各種スポーツ大会は一部の開催の他は、コロナ感染症感染拡大の影響で中止せざるを得なかったものがあり、B評価となっていますが、その他すべて自己評価Aであり、良好と判断します。重点施策それぞれの実現、目標達成に向けての方向性を具体的に示した取組内容に対して、具体的な項目で実践を行い、事業毎の状況や成果を記述して目標と照合して自己評価を記す手続きは、とても有効で判断しやすいと理解しました。

3. 令和3年度の主要な成果概要書について、

1) 教育総務課関係について

- 商工会館完成に伴い、教育委員会を1階に移転して、事務用品も更新できたこと、新型コロナウイルス感染症対策が行われたことで快適な職場環境づくりができたことは、何にもまして特筆すべきことです。教育行政の根拠地が整備されたことによって、全ての事業が充実、発展するための原動力になったことがうかがえます。
- 教育研究所を核とした町内の教職員研究及び研修の実施は、教職員の資質及び児童・生徒の学力向上につながられたことや、その他各事業の実施によって高鍋町の高い教育レベルの維持と更なる向上に結果として表れていることが確認できます。
- 「キャリア教育支援センター」の設置によって、高鍋高等学校インターンシップを町内25事業所で職場体験が実施でき、東西中学校の職場体験を体験型へ変更して実施された結果、町内の事業所との連携が益々強化されるとともに町内のキャリア教育の推進が図られたことは、これからも更に同センターの機能発揮と成果が期待されるところであります。
- 専門性を要する領域や教科への人員確保と配置、配慮や支援を要する家庭や児童・生徒への人員確保と配置によって、教職員の負担軽減、対象児童生徒や保護者の負担軽減が図られたことが確認できます。そのことによって、教職員の資質や指導力の向上にもつながり、適応指導教室を利用していた中学生の全員高校進学等の成果も得られました。予算確保と手厚い人員配置によって、教職員の負担軽減や児童・生徒の個性や特性に応じた指導による学力向上が保障されていることがうかがえます。
- 児童・生徒の学力の傾向や伸びを把握するために、「みやざき学力調査」で行う小学5年生と中学2年生の他、町内小学1年～4年、6年生、中学1年生を対象に「高鍋学力検査」を実施して調査範囲を町内の全児童・生徒にまで広げて実施したことで、学力の傾向や伸びを確認できて、個に応じた適切な指導につなげるための資料となっていると確信しました。
- 新型コロナウイルス感染症対策事業は、「今だからできること、今対処すべきこと」であり、今後の安心・安全につなげる取組であります。交付金を活用した諸事業を実施したことによって子どもたちの学びを保障できたことは、児童・生徒や学校現場にとっても、そして保護者にとっても頼りになる力強い事業になったと感じました。

2) 社会教育課関係について

- 中長期整備計画に基づき、計画的に施設設備の改修や更新が実施されており、町民にとって利便性の向上、住民同士の交流と親睦の活性化につながっていることが確認されます。
- 高鍋町の歴史と伝統・文化の保護と活用のために町内の埋蔵文化財の保存・保護・活用のための取組に重点を置かれていることがうかがわれます。7月の「持田古墳群等の日本遺産認定」は、高鍋町の認知度を高めるためのセールスポイントが

加わり、町としても嬉しいことでありました。「古墳を守る会」による古墳群の草刈り清掃作業、大戸の口第2遺跡企画展及び講座等を通じて日本遺産認定PR活動も効果的に実施されました。

- 高鍋神楽記録作成調査事業において、将来的な国の重要無形文化財の指定に向けて同調査委員会の開催と68回にも及ぶ現地調査の実施は、「今だからできること」「今でしかできないこと」で、目標達成への着実に大きな前進と言えます。
- 国文祭・芸文祭の分野別フェスティバル事業は、新型コロナウイルス感染症対策を万全にして、一部規模を縮小したりして開催され延べ来場者数1,000人を数えたことは、文化に触れる機会を創出したり文化人同士の交流の場を提供したりすることができ、高評価を得た取組となりました。
- 芸術文化活動の普及事業においては、高鍋町の誇る美術館における展覧会「ここだから観ることができる」「ここでしか観ることができない」（常設展、特別展、企画展）に町内外から多数の観覧者が来館されたことにより、本美術館の西都・児湯地区での存在価値が評価されたと言えます。
- コロナ禍で諸活動や開催が制限されたり中止されたりする中で、過去のコロナ禍での経験が生かされ、感染防止対策を徹底して町民の自主的な公民館講座や夏休み子ども教室など学習活動が実施され、支援できたことは、参加者の生きがいややる気を育むことにつながったものと評価できます。
- 「今でしかできないこと」「今だからできること」の取組として「古文書データ化事業」が挙げられます。アナログデータをデジタルデータ化することによって、原本を扱わずに資料が確認でき、将来的に解読・保存を可能にできたことは素晴らしいことです。
- 町立高鍋図書館老朽化対策事業、高鍋町総合体育館大規模改修事業、社会教育施設トイレ改修事業におけるハード面の整備は、利用者が安心して、快適に過ごしたり、地域住民の各年齢の体力、技術、興味、目的に応じた日常的な健康づくりから多様なスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるような環境が整ったことは、町民が生きがいを持って学び、やる気を育むまちづくりの基盤整備の充実として評価できます。
- 新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、今後もいくつかの波を経験することになるかもしれません。そのような状況下で、不特定多数が利用する公共施設において、感染拡大防止対策として非接触型体温測定器の導入や受付カウンター用パーテーション、講師用や受講生用のパーテーションが各施設に導入されたことは、感染リスクの軽減を図り、利用者が安心して安全に活動できる環境整備が図られたと評価できます。

1年延期となった「東京オリンピック・パラリンピック2020」が開催され、各競技で熱い戦いと記憶に残る名場面、そして素晴らしい記録が数々打ち立てられました。また、本県においては、国文祭・芸文祭が開催されて、本町においても分野別フェスティバルが実施されました。大きな目標に向かって取り組む国や県レベルで事業が着々と準備を進めて開催に至り、選手や出場者の活躍が観客や関係者に感動や元気を与えてく

れました。本町のそれぞれ取組においても同様に、町民の元気や明日への希望につながったことと推察します。

4. 令和3年度は、前年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止対策に注力した1年でありました。年度途中にも幾度となく心配する状況は発生しましたが、ただ、前年度と異なることは、確実に前年度の対策や取組の評価を行い、事業計画の実施に当たりその評価に基づいて、遅滞せず前進するための熟慮の上の工夫が講じられた事業が展開されたことであります。

そして、その成果が各分野、各事業で確認できたことは常に町長部局との報告・連絡・相談に努め、連携強化が図られた結果でもあります。また、教育委員会総務課、社会教育課それぞれが責任を持ち、各課職員がそれぞれの力を発揮しながら、更に、課の壁を取り払って各事業の効果的な運営や課題解決に取り組まれたことが成果の陰にあったことと推察いたします。その力強い前進の基盤には教育長をはじめとする教育委員各位の定例会における熱心な質の高い協議に基づくご理解がありましたし、新しい教育委員会の事務所の移転がありました。計画と組織、そして人的配置が十分に機能して充実した事業が遂行できたものと理解します。

5. おわりに

本町の基本理念「国（まち）作りは人づくり、人づくりは国（まち）づくり」を念頭に、高鍋町・高鍋町教育委員会「新明倫の教え」が町民の意識の高揚と積極的実践の基盤になっており、苦境の中でも行政と町民が未来と希望に向けての歩みを力強く前進させてこられました。正に本町の歴史は、改革の努力を積み重ねてきた歴史であることが物語っております。

時代の流れと時代の要請や町民の願いの変遷に対応していくものと、時代が変わろうとも伝統として脈々と引き継いでいかなければならないものを見極めて、5年先、10年先を見据えながら高鍋町の教育委員会の町民並びに児童生徒の力強い前進に繋がる施策を策定されることをご期待申し上げます。

令和 4 年 7 月 27 日

高鍋町教育委員会評価等委員 藤崎 義昭